

オープンカウンター方式発注情報

○公開開始から見積合わせまでの期間は2週間です！
○見積依頼書・仕様書は調達ポータルからダウンロードしてください！

※調達ポータルからダウンロードを行っていない者が提出した見積書は、無効となりますので、ご注意ください。

令和7年10月7日

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

オープンカウンター方式とは、見積合わせに参加を希望する方から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

※ダウンロードの方法は、北海道開発局ホームページの「電子調達システム（GEPS）による入札説明書等のダウンロード方法」を参照してください。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/kv/ki/kaikei/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

手続の詳細は、北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター実施要領によります。ご不明な点につきましては、会計課契約スタッフ（TEL 011-709-2311（内線5832））にお問い合わせください。

現在公開している案件は次のとおりです。

案件 番号	件 名	公開開始日	見積書受付期間	見積合わせ日	調達概要	備考
	【物品】					
A61	インクカートリッジ外の購入	10月7日	10月17日 9:00 ～ 10月20日 17:00	10月21日	件名のとおりに	履行期限 令和7年12月26日

見積参加者 各位

北海道開発局開発監理部
会計課契約スタッフ

郵送等により見積書を提出する場合 の宛先について

郵送等により見積書を提出（送付）する場合の宛先は、下記のとおりご記載いただきますようお願いいたします。

【宛先】

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

※1 宛先に「契約スタッフ」と忘れずにご記載いただきますようお願いいたします。

※2 封筒に「見積書在中」とご記載いただきますようお願いいたします。

北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター方式実施要領

北海道開発局 開発監理部 会計課

（定義）

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（少額の物品購入及び役務の提供等を対象）において、見積合わせに参加を希望する者（以下、「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で当局に最も有利になる価格を見積した者を契約の相手方として決定する方式をいう。

（参加資格）

第2条 本要領に基づくオープンカウンター方式の参加者に必要な資格は、次の各号のとおりとする。

- （1）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （2）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、北海道地域の競争参加資格を有する者（見積合わせの日時までに北海道地域の競争参加資格を有し、かつ、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを会計課契約スタッフに提出した者を含む。）であること。

ただし、より一層の競争性の向上及び地域の参加者の状況などを考慮した上で、必要に応じて過去に契約実績がある者等の参加を認める場合がある。この場合にあっては、見積依頼書において明示する。

- （3）見積依頼の日から見積合わせの日までの間において、北海道開発局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- （4）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （5）会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた者を除く。

2 前項のほか、契約の履行に必要な条件（固有の免許や資格の保有、担当する技術者への固有の資格の保有等）を付す場合がある。この場合にあっては、必要な条件を仕様書に明示する。

（発注情報の公開等）

第3条 発注情報は次の方法により見積依頼日に公開し、見積に関する諸条件は、見積依頼書（別紙2）、仕様書、設計書及び見本（以下、「仕様書等」という。）により明示する。

- （1）北海道開発局ホームページ オープンカウンター方式発注情報（別紙1）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g7000000n9e6.html>

- （2）調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/>

- （3）会計課事務室に掲示 オープンカウンター方式発注情報（別紙1）

2 仕様書等の交付

- （1）電子調達システムのダウンロード機能により交付する。

ただし、通信障害の場合など、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は、以下に問い合わせること。

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話 011-709-2311 内線 5832 又は 5247

(2) ダウンロードの方法は、北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006ao7.html>

※ 電子調達システムを未導入であってもインターネット環境があれば仕様書等のダウンロードを行うことができる。

(3) 仕様書等に関する質問があった場合の回答は、電子調達システムのダウンロード機能で公開するため、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。

(同等品の確認)

第4条 物品の購入の場合は、仕様書等において規格等を例示（規格指定のものを除く。）する。参加者は異なる規格等（例示した規格等と同等以上）で見積を行う場合は、見積依頼書に定める期間までに同等品確認書（別紙3）を会計課契約スタッフに電子メール又は持参により提出して確認を受けることとし、確認を受けていない規格外の物品の納入は認めない。

2 電子メールによる提出を行う場合

(1) ファイル形式は、以下のいずれかの形式によることとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないこと。

- ・ 一太郎 Pro5 形式以下
- ・ Word2016 形式以下
- ・ Excel2016 形式以下
- ・ PDF 形式
- ・ JPEG 形式
- ・ GIF 形式

(2) ファイルが複数となる場合は、圧縮により 1 ファイルにすること。なお、ファイルの圧縮を行う場合は、以下のいずれかの形式によることとし、自己解凍方式にはしないこと。

- ・ LZH 形式
- ・ ZIP 形式

(3) ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。

3 電子メールの提出先

電子メールアドレス：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(仕様書等に関する質問)

第5条 見積依頼書に定める期間内に質問書（別紙4）を会計課契約スタッフに電子メール又は持参により提出すること。回答書は、電子調達システムのダウンロード機能で公開する。なお、電子調達システム以外の方法で仕様書等の交付を受けた者については、その他の方法で送付する。

2 電子メールによる提出を行う場合のファイル形式

第4条2（1）～（3）に同じ。

3 電子メールの提出先

第4条3に同じ。

(見積の提出)

第6条 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に記載されている見積書提出期間内（見積書提出日時必着）に会計課事務室に設置の見積書投函箱に投函又は郵送等（郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便）により提出すること。なお、電子メールによる見積書の提出は認めない。

2 見積金額は、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

3 次の（1）かつ（2）の手続きを行った場合は、見積書の押印を省略できる。

（1）見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載

(2) 次の①又は②のいずれかを行うこと。

① 上記(1)で記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺(コピー可)を見積書と同封して提出

② 見積書提出日時までに、電子メールの本文に「見積書の押印を省略する発注件名」と上記(1)で記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して電子メール(第4条3に同じ。)を送信

・送信する電子メールの件名:「押印省略の申出(会社名)」

・同一の見積書開封日の発注案件については、一通の電子メールで申し出ることができる。

4 一度提出した見積書は、いかなる理由があっても引き換え、変更又は取消は認めない。

5 見積金額には、調達物品等の価格、納入場所への輸送費など、調達に要する一切の諸経費を加算して見積もること。

(公正な見積の確保)

第7条 参加者又は見積者は、次に従い公正な見積を行うこと。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 見積に当たっては、他の見積者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類(以下「見積書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

(3) 契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積意思、見積価格、見積書等を意図的に開示してはならない。

2 参加者又は見積者は、契約担当官等が実施する公正な見積の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(開封)

第8条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積者の立ち会いは必要としない。

(契約の相手方の決定)

第9条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で当局に最も有利になる価格を見積した者を契約の相手方とする。

2 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者にのみ、見積結果通知書を電子メールで通知する。

3 予定価格の制限の範囲内で当局に最も有利になる価格を見積した者が2人以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定する。

くじ引きの日程は電話等で通知するが、くじ引きに参加しない者がいる場合は、その見積者に代わって入札・契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

4 物品購入の契約の相手方は、決定後、内訳書を提出すること。なお、積算の誤りによる合計金額の事後訂正は認めない。

(再度見積)

第10条 有効な見積のうち、予定価格の制限の範囲内の価格がない時は、見積者に対して、再度の見積書の提出を求めることができる。

2 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合は、辞退したものとみなす。

(無効の見積)

第11条 次の各号の一に該当する見積書は、無効とする。

(1) 見積書を提出する資格を有しない者の見積書

(2) 見積書の提出期限後に到達した見積書

- (3) 発注件名、金額、氏名等の記載のない見積書
- (4) 押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載のない見積書」のない見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 同一人が見積もった2通以上の見積書
- (7) 金額を訂正した見積書
- (8) 仕様書、その他見積に関する条件に違反した見積書
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、見積を無効とし、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。また、場合によっては、見積を取りやめることがある。

ア 電子調達システムのダウンロード機能により仕様書等をダウンロードしなかった者（発注者から直接交付された場合を除く。）

イ 見積に関する資料を他者から取得した者

ウ 見積に関する資料を他の参加者へ渡した者

（契約の締結）

第12条 契約の相手方は、契約書又は請書の作成を要する場合においては、発注者から交付された契約書又は請書案に記名押印し、契約の相手方となった日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを発注者に提出しなければならない。ただし、発注者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての決定を取り消す場合がある。

（契約の変更）

第13条 発注者は、必要がある場合は受注者との協議により契約の変更をすることができる。契約金額の変更は、見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内の価格をもって変更契約金額とする。

（見積結果の公表）

第14条 見積合わせの結果は、契約の相手方を決定した日の翌週までに会計課事務室で閲覧する。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第15条 契約の履行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（その他）

第16条 次の各号について留意すること。

(1) この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書等、契約書案又は請書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて参加者が負担するものとする。

(3) 契約の相手方を決定するために、見積者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 発注者の都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- (6) 契約保証金については、これを免除する。
- (7) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、契約を履行しない場合等、不正又は不誠実な行為をした場合においては、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

オープンカウンター方式発注情報

令和 年 月 日更新

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

オープンカウンター方式とは、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

発注情報の公開は北海道開発局ホームページの「物品役務等発注予定情報」に掲載しています。また、見積依頼書・仕様書等を電子調達システムからダウンロードしてください。
※ダウンロードの方法は、北海道開発局ホームページの「電子調達システム(GEPS)による入札説明書等のダウンロード方法」を参照してください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/kv/ki/kaikai/ud49g70000006ao7-att/slo5pa000000snxv.pdf>

手続の詳細は、北海道開発局(本局会計課)オープンカウンター実施要領によります。ご不明な点につきましては、会計課契約スタッフ(TEL011-709-2311(内線5832))にお問い合わせください。

現在公開している案件は次のとおりです。

案件 番号	件 名	公開開始日	見積書受付期間	見積合わせ日	調達概要	備 考

令和 年 月 日

見 積 参 加 者 殿

支出負担行為担当官
北海道開発局開発監理部長
〇〇 〇〇
（公印省略）

見 積 依 頼 書

下記事項について、見積書を提出願います。

記

1. 件 名

2. 履行又は納入期限

3. 履行又は納入場所

4. 現場説明の場所

5. 現場説明の日時

6. 見積書提出場所

7. 見積書提出日時

8. 見積合わせの日時

9. 契約保証金

10. 契約条項を示す場所

11. 契約条項を示す期間

12. 質問受付・同等品
確認 期 間

13. 質問受付回答・
同等品確認回答期間

14. 契約書作成の要否

15. 競争参加条件
- 令和 年 月 日

令和 年 月 日 時 分

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第一合同庁舎15階
北海道開発局 開発監理部 会計課

令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

令和 年 月 日 時 分以降

免除

6に同じ

令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

要 ・ 否 （ただし、請書の作成 要 ・ 否 ）

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(4) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「〇〇」（「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」）の北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

16. そ の 他
- (1) 郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積を認める。
 - (2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - (3) 見積金額は総価によること。
 - (4) 次の場合は見積書の提出をしても無効として取扱う。
 - ① 参加する資格のない者が行った見積
 - ② 見積書の提出期限後に提出された見積書
 - ③ 件名、金額、氏名、押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）等見積書に記載等を必要とする事項について、記載のない見積書又は、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - ④ 同一人が見積もった2通以上の見積書
 - ⑤ 金額を訂正した見積書
 - ⑥ 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書
 - (5) 契約の相手方の決定については、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内での見積金額をもって決定とする。
 - (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により報告すること。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあることを了承すること。
 - ④ 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
 - (7) 本件参加にあたっては、「北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。
 - (8) 見積書の押印を省略する場合は、「北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター方式実施要領」に定める手続きを行うこと。

（連絡先）

本件責任者

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ ○○ ○○

担当者

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ ○○ ○○

電話 011-709-2311（内○○又は○○）

同等品確認書

件名	
仕様書等の品目・規格・数量等	
同等品として確認申請する物品の品目・規格・数量等	

依頼日
令和 年 月 日

上記の件について同等品の確認を申請いたします。

住所
商号又は名称

確認日
令和 年 月 日

申請のあった物品は、指定した物品と同等品以上であることを確認しました。
同等品以上ではないこと

北海道開発局 開発監理部 会計課契約スタッフ

同等品以上と認められない場合、その理由	

※ 電子で提出する場合は実施要領に規定する形式によること。また、ウイルスチェックソフトを最新のデータに更新(アップデート)し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。

宛 先
E-mailアドレス

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ 宛
hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(別紙4)

質 問 書

件 名
住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
E - m a i l ア ド レ ス

質 問 事 項

※ 電子で提出する場合は実施要領に規定する形式によること。また、ウイルスチェックソフトを最新のデータに更新(アップデート)し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。

見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 ○○○○ 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名 (印)

件名

見積金額(税込) 円

内訳

		単位	単価	金額	備考
合計					

見積金額は、消費税額及び地方消費税額を含む

見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道開発局開発監理部長 ○○○○ 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

件名

見積金額(税込) 円

内訳

		単位	単価	金額	備考
合計					

見積金額は、消費税額及び地方消費税額を含む

※以下を記入することで押印不要

本件責任者
(部署名・氏名)
(電話番号)
担当者
(部署名・氏名)
(電話番号)